

令和5年度答申第67号
令和6年2月6日

諮問番号 令和5年度諮問第66号（令和5年12月25日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 障害者雇用調整金及び特例給付金の返還決定等に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件各審査請求の骨子

本件は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」又は「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）50条1項の規定に基づき支給した令和3年度の障害者雇用調整金（以下「本件調整金」という。）の全部及び法51条1項の規定に基づき支給した特例給付金（以下「本件給付金」という。）の一部の返還を求める決定（以下「本件処分1」という。）をするとともに、法56条の規定に基づく令和3年度の障害者雇用納付金（以下「本件納付金」という。）及び法58条の規定に基づく本件納付金に係る追徴金（以下「本件追徴金」という。）の納付を求める処分（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件各処分」という。）をしたところ、審査請求人が本件各処分を不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

(1) 一般事業主の雇用義務等

ア 法43条1項は、事業主（常時雇用する労働者（以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）は、その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数（法定雇用障害者数）以上であるようにしなければならない旨規定する。

イ 法43条3項は、同条1項の対象障害者である労働者の数の算定に当たっては、対象障害者である短時間労働者は、その一人をもって、厚生労働省令で定める数の対象障害者である労働者に相当するものとみなす旨規定する。

上記の厚生労働省令の定めとして、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「施行規則」という。）6条は、法43条3項の厚生労働省令で定める数は0.5人とする旨規定する。

ウ 法43条4項は、同条1項の対象障害者である労働者の数の算定に当たっては、重度身体障害者又は重度知的障害者である労働者（短時間労働者を除く。）は、その一人をもって、政令で定める数の対象障害者である労働者に相当するものとみなす旨規定する。

上記の政令の定めとして、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号。以下「施行令」という。）10条は、法43条4項の政令で定める数は2人とする旨規定する。

エ 法43条5項は、同条1項の対象障害者である労働者の数の算定に当たっては、同条3項の規定にかかわらず、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもって、厚生労働省令で定める数の対象障害者である労働者に相当するものとみなす旨規定する。

上記の厚生労働省令の定めとして、施行規則6条の2は、法43条5項の厚生労働省令で定める数は、1人とする旨規定する。

(2) 子会社に雇用される労働者に関する特例

法44条1項は、特定の株式会社と厚生労働省令で定める特殊の関係のある事業主で、当該事業主及び当該株式会社（以下「子会社」という。）の申請に基づいて当該子会社について同項各号に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの（以下「親事業主」という。）に係る法43

条1項の規定の適用については、当該子会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該子会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす旨規定する。

施行規則8条の3は、上記の認定について、厚生労働大臣の定める様式による申請書を管轄公共職業安定所の長に提出して行うものとする旨規定する。

(3) 納付金関係業務

ア 法49条1項は、厚生労働大臣は、法37条2項で定める対象障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、同項各号に掲げる業務（以下「納付金関係業務」という。）を行う旨規定し、同項1号は、事業主に対する障害者雇用調整金（以下「調整金」という。）の支給、同項1号の2は、対象障害者である特定短時間労働者（短時間労働者のうち、1週間の所定労働時間が厚生労働省令で定める時間の範囲内にある者をいう。）を雇用する事業主に対する特例給付金の支給、同項10号は、事業主からの障害者雇用納付金（以下「納付金」という。）の徴収について規定する。

上記の厚生労働省令の定めとして、施行規則16条の2第2項は、特定短時間労働者について、1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の範囲内である者とする旨規定する。

イ 法49条2項は、厚生労働大臣は、納付金関係業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする旨規定する。

(4) 障害者雇用調整金の支給

ア 法50条1項は、機構は、政令で定めるところにより、各年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに、法54条2項に規定する調整基礎額に当該年度に属する各月ごとの初日におけるその雇用する対象障害者である労働者の数（以下「雇用障害者数」という。）の合計数を乗じて得た額が同条1項の規定により算定した額を超える事業主に対して、その差額に相当する額を当該調整基礎額で除して得た数を単位調整額に乗じて得た額に相当する金額を、当該年度分の調整金として支給する旨規定する。

上記の政令の定めとして、施行令14条は、調整金は、各年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、翌年度の初日から45日以内に支給の申請を行った事業主に支給するものとする旨規定する。

上記の厚生労働省令の定めとして、施行規則15条1項は、調整金の支給を受けようとする事業主は、機構の定める様式による申請書（障害者雇用調整金支給申請書）を機構に提出しなければならない旨規定し、同条2項は、申請書には、機構の定める様式による報告書（その雇用する労働者の数が常時300人以下である事業主にあつては、その雇用する対象障害者である労働者の障害の種類及び程度を明らかにする書類並びに当該労働者の労働時間の状況を明らかにする書類を含む。）を添付しなければならない旨規定し、同条3項は、申請書の提出は、法56条1項の申告書の提出と同時にに行わなければならない旨規定する。

イ 法50条2項は、同条1項の単位調整額は、事業主がその雇用する労働者の数に法54条3項に規定する基準雇用率を乗じて得た数を超えて新たに対象障害者である者を雇用するものとした場合に当該対象障害者である者一人につき通常追加的に必要とされる一月当たりの同条2項に規定する特別費用の額の平均額を基準として、政令で定める金額とする旨規定する。

上記の政令で定める金額について、施行令15条（令和5年政令第44号（令和5年4月1日施行）による改正前のもの）は、単位調整額は、2万7000円とする旨規定する。

ウ 法50条5項は、親事業主に係る同条1項の規定の適用については、機構は、当該親事業主及び当該子会社に対して調整金を支給することができる旨規定する。

(5) 特例給付金の支給

法51条1項は、機構は、厚生労働省令で定める支給要件、支給額その他の支給の基準に従って法49条1項1号の2の特例給付金を支給する旨規定する。

施行規則16条の2第1項は、特例給付金は、対象障害者である特定短時間労働者を雇用する事業主に支給するものとする旨規定し、同条3項は、特例給付金の額その他必要な事項については、厚生労働大臣の定めるところによる旨規定する。

上記の厚生労働大臣の定めについて、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第16条の2第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特例給付金の額等を定める件」（令和2年厚生労働省告示第2号）は、特例給付金の額は、各年度ごとに、事業主の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

に、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する特定短時間労働者の数（当該年度に属する各月ごとにその初日における法43条1項に規定するその雇用する対象障害者である労働者の数を上限とする。）の合計数を乗じて得た額とし、同条1号において、その常時雇用する労働者の数が常時100人を超える事業主について7000円とする旨規定する。

(6) 納付金の徴収、納付義務、納付額等

ア 法53条1項は、機構は、調整金、特例給付金等の支給に要する費用等に充てるため、事業主から、毎年度、納付金を徴収する旨規定し、同条2項は、事業主は、納付金を納付する義務を負う旨規定する。

イ 法54条1項は、事業主が納付すべき納付金の額は、各年度につき、調整基礎額に、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に基準雇用率を乗じて得た数の合計数を乗じて得た額とする旨規定し、同条2項は、調整基礎額は、事業主がその雇用する労働者の数に基準雇用率を乗じて得た数に達するまでの数の対象障害者である者を雇用するものとした場合に当該対象障害者である者一人につき通常必要とされる一月当たりの特別費用の額の平均額を基準として、政令で定める金額とする旨規定し、同条3項は、基準雇用率は、労働者の総数に対する対象障害者である労働者の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも5年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める旨規定する。

施行令17条は、上記の調整基礎額は、5万円とする旨規定する。

施行令18条は、法附則5条1項の規定により読み替えて適用される法54条3項に規定する基準雇用率は、100分の2.3とする旨規定する（なお、基準雇用率（施行令18条）は、障害者雇用率（施行令9条）と同率に定められており、令和2年政令第311号による経過措置として、令和3年2月以前の各月の初日における事業主の雇用する労働者の数に乘じる基準雇用率については、なお従前の例（100分の2.2）による旨規定されている。）。

ウ 法56条1項は、事業主は、各年度ごとに、当該年度に係る納付金の額その他の厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を翌年度の初日から45日以内に機構に提出しなければならない旨規定し、同条4項は、機構は、事業主が申告書の記載に誤りがあると認めたときは、納付金の額を決定し、事業主に納入の告知をする旨規定し、同条5項は、納入の

告知を受けた事業主は、納付すべき納付金の額がない旨の記載をした申告書を提出しているときは機構が決定した額の納付金の全額を、その通知を受けた日から15日以内に機構に納付しなければならない旨規定する。

(7) 追徴金

法58条1項は、機構は、事業主が法56条5項の規定により納付金を納付しなければならない場合には、その納付すべき額に100分の10を乗じて得た額の追徴金を徴収する旨規定し、法58条3項は、機構は、追徴金を徴収する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき追徴金の額を通知しなければならない旨規定する。

(8) 納付金関係業務調査

法52条2項は、機構は、納付金関係業務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項についての報告を求めることができる旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、令和3年5月14日、処分庁に対し、令和3年度の本件調整金（197万1000円）及び本件給付金（49万円）の支給申請書を提出して支給申請（以下「本件支給申請」という。）をした。

なお、審査請求人は、支給申請書と同時に提出され、その記載内容の根拠となる障害者雇用状況等報告書において、各月の労働者数を把握するための算定基礎日（各月ごとの算定基礎日に把握した労働者（雇用されていた障害者を含む。）数が、その月の労働者数となる。）を、「15日」と記載していた。

（令和3年度障害者雇用調整金及び特例給付金支給申請書、申告申請履歴詳細情報、障害者雇用状況等報告書（Ⅰ）及び同（Ⅱ））

(2) 処分庁は、令和3年11月8日、本件支給申請に対し、全額（246万1000円）の支給決定をした。

（調整金・特例給付金支給決定総括表）

(3) 処分庁は、令和4年9月26日、審査請求人に対し、本件支給申請に係る納付金業務関係調査を実施したところ、特例子会社であるA社（以下「本件特例子会社」という。）の常用雇用の障害者12名の雇用日が本件支給申

請では令和2年3月22日とされていたが、令和3年3月22日の誤りであることが判明した。

(令和4年度(令和3年度申告申請分)調整金・特例給付金算定調査書、障害者雇用に係る子会社特例の認定通知書)

(4) 処分庁は、令和5年2月3日付けで、審査請求人に対し、「令和3年度申請分に係る算定調査書に記載のとおり、常用雇用労働者数及び雇用障害者数が誤って計上されていたことが判明したため」との理由を付して、本件調整金の全額(197万1000円)及び過大に支給した本件給付金(16万8000円)の返還を求める決定(本件処分1)をした。

また、処分庁は、同日付けで、審査請求人に対し、本件納付金(585万円)の納入告知及び本件追徴金(58万5000円)を納付するよう通知(本件処分2)をした。

(障害者雇用調整金・特例給付金返還決定通知書、納入告知書及び追徴金通知書)

(5) 審査請求人は、令和5年3月20日、審査庁に対し、本件各処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査庁は、令和5年12月25日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

本件各処分は、取り消すべきである。

審査請求人には、以下のとおり、本件追徴金を支払わなければならない落ち度はなく、支払の合理的理由もないので、支払う義務はない。本件追徴金を支払えというのは、あまりに横暴であり、納得できない。

(1) 審査請求人は、令和3年5月11日、処分庁に対し、本件支給申請が可能か否かを確認するため、障害者雇用納付金制度に係る適用時期について電話で質問した。確認した際には、処分庁の担当者と双方で「令和3年度 障害者雇用納付金制度 障害者雇用納付金申告書、障害者雇用調整金・在宅就業障害者特例調整金支給申請書 記入説明書」(以下「記入説明書」という。)48ページの説明「特例認定を受けた場合は、認定の申請が行われた日の属する年度の初めから適用されます。ただし、当該認定の申請が、障害者雇用納付金の申告期限内に行われた場合は、前年度の初めから適用されま

す。」を参照しつつ、特例子会社の認定申請日が令和3年4月7日であり、審査請求人の事業年度開始日は3月16日、事業年度末日は3月15日であることを申告した。処分庁の担当者からは、審査請求人の場合には、前年度の初めからの適用になり、令和3年度の申請で構わない旨の回答があり、審査請求人は、その回答に基づき、令和3年5月14日、本件支給申請をした。しかし、本件支給申請は、本来できないにもかかわらず、処分庁の教示が誤っていたためにしたものであり、処分庁にも非がある。申請者が、処分庁の誤った説明の立証ができない結果として、一方的に責任を被るのは公平を欠いている。

処分庁は、本件特例子会社で就労する障害者の在籍条件についても、誤りのないよう教示すべきである。

- (2) 審査請求人が処分庁に対し本件各処分の判定基準について確認すると、雇用契約書の日付との回答があったが、記入説明書に記載されている納付金制度の適用時期等の説明において、雇用契約書という記載はない。
- (3) 審査請求人は、処分庁による本件調整金及び本件給付金の支給の審査の過程において、処分庁からは申請の誤りについて何らの報告を受けていない。

(審査請求書、反論書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

1 審査請求人からの問合せに対する処分庁の教示の内容について

処分庁が審査請求人にした教示の内容については、当時の対応を行った処分庁担当者に確認をしたが事実関係を確認することはできず、対応記録も作成されていないことから不明であるが、記入説明書48ページの「※ 障害者雇用納付金制度に係る適用時期等」の説明は、特例子会社の認定を受けた場合の適用時期の説明にすぎず、審査請求人が主張する納付金制度の申請対象となる常用雇用労働者の雇入年月日を誤っていたこととの関連性は認められない。については、処分庁が特例子会社の認定を受けた場合の適用時期についての教示を行った内容については、不適切ではなかったと判断される。

また、記入説明書13ページの「(3) 常用雇用労働者の総数の把握」において、「令和2年4月から令和3年3月までにおける各月の「算定基礎日」に在籍する常用雇用労働者（障害者を含む。）の総数を、各月ごとに把握します。」と記載されていることから、当該期間に在職している常用雇用労働者が適用の対象となることは明らかである。

2 本件追徴金の徴収について

支給申請の審査については、施行規則15条2項に基づき、雇用する労働者の数が常時300人超の事業主は申請の根拠となる添付書類の提出を不要としており、申請内容の事実確認のための納付金関係業務調査において、事業主からの資料の提示等を求めていることから、審査の段階での申請内容の精査はできず、同調査において確認をしている。

また、上記1のとおり、処分庁による審査請求人に対する教示の誤りは認められず、本件追徴金の請求については、法58条に基づき、申請内容について誤りがあった場合に納入の通知を行っているものであり、処分庁の請求について不合理な点はない。

3 まとめ

以上によれば、本件各処分には違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求には理由がないため、棄却すべきものとする。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めべき点はうかがわれない。

2 本件各処分の適法性及び妥当性について

- (1) 審査請求人は、令和3年5月14日、令和3年度の本件調整金及び本件給付金の支給申請書を提出して本件支給申請し、同年11月8日に支給決定を受けた。

その後、処分庁が行った納付金業務関係調査において、審査請求人が提出した上記支給申請書に記載された令和2年4月から令和3年3月までの各月の算定基礎日（毎月15日）における障害者の数について、雇用日が令和3年3月22日である障害者12人が算入されている誤りが判明したため、本件調整金の全部及び本件給付金の一部の返還を決定する処分（本件処分1）と、令和3年度分の納付金の額を決定し、納入告知を行うとともに、追徴金の納付を求める処分（本件処分2）を行ったものであり、本件各処分は法令に基づいて行われている。

本件各処分の金額については、障害者12人（短時間労働者以外の常用雇用労働者8人（重度知的障害者7人を含む）、短時間労働者2人及び特定短時間労働者2人）を除外すると、各月ごとの合計の常用雇用労働者数は2万0059.5人（▲108人）、法定雇用障害者数は436人（▲2人）、雇用障害者数は319.0人（▲192.0人）、特定短時間労働者数は4

6. 0人（▲24. 0人）となり、修正後の調整金は0円（雇用障害者数が法定雇用障害者数を下回る）、特例給付金は32万2000円（46. 0×7000円）、納付金は585万円（（436－319）×5万円）、納付金に係る追徴金は58万5000円（585万円×0. 1）と算定されるので、本件各処分の金額に誤りは認められない。

(2) 審査請求人は、令和3年5月14日に提出した上記支給申請書の記載は、処分庁の誤った教示によるものである旨主張している。

審査請求人の主張によると、審査請求人が処分庁に問い合わせたのは、記入説明書の特例子会社等に関する説明に「特例認定を受けた場合は、認定の申請が行われた日の属する年度の初めから適用されます。ただし、当該認定の申請が、障害者雇用納付金の申告期限内に行われた場合は、前年度の初めから適用されます。」と記載されていることについて、審査請求人が本件特例子会社につき特例子会社の認定申請をした日、審査請求人の事業開始日と事業年度末日を示して、審査請求人の場合の適用時期を質問したというものであり、処分庁の回答は「前年度の初めからの適用になる。」というものであったとされる。

そうすると、審査請求人が本件特例子会社につき特例子会社の認定申請をしたのは令和3年4月7日であり、これは本件納付金の申告期限内（同月1日から同年5月17日まで）であるので、前年度から適用されることになり、何ら誤った教示ではない。

すなわち、審査請求人については、本件特例子会社が雇用した障害者が令和2年4月から令和3年3月までの各月の算定基礎日（毎月15日）に在籍していれば特例子会社の規定により障害者数に算入できるが、上記12名については雇用日が令和3年3月22日であったというのであり、各月の算定基礎日に在籍していなかったのであるから、上記支給申請書の記載が誤りであったということになる。

したがって、処分庁の誤った教示により上記支給申請書を記載したという主張は採用できない。

4 まとめ

以上によれば、本件各処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史